平成２２年（フ）第１６９３号
東京都小平市大沼町２丁目441番地の１大沼町２丁目アパート１―203号
債務者　田中　正義
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（フ）第２０号
東京都国分寺市内藤２丁目16番地２徳和ハイツ101
債務者　川瀬　盛衛
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（フ）第２１号
東京都国分寺市内藤２丁目16番地２徳和ハイツ101
債務者　川瀬ユキ子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（フ）第７５号
静岡県浜松市東区天王町1177番地の５
債務者　岡山　京華
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１７７５９号
東京都江東区亀戸２丁目32―８―203
破産者　青柳　好和
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９０４４号
東京都中央区佃２丁目２番10号
破産者　マイクロテック株式会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９０４５号
神奈川県横浜市港北区小机町2620―１―202
破産者　小川　　良
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９１２４号
東京都台東区三ノ輪１丁目３番３号　ＴＳビル
破産者　有限会社サンファイブ
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９１２５号
福島県郡山市台新２丁目６－２―102
破産者　山内　　健
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９１３５号
東京都渋谷区猿楽町11番６号
破産者　有限会社ＴＹ企画
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９１４３号
栃木県大田原市湯津上3118番地
破産者　有限会社カンジンファーム
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２０７号
東京都江戸川区西葛西２丁目８番５号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区中葛西８丁目16番３号
破産者　有限会社丸信土建
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２２０号
東京都文京区湯島２丁目26番４－１Ｆ
破産者　有限会社遊工房
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２４４号
東京都新宿区信濃町６番地　シャインエイト401
破産者　株式会社アトリエコスモス
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２４５号
東京都新宿区信濃町８―401
破産者　鋤柄よし子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２６６号
東京都目黒区下目黒４丁目23番16号
破産者　株式会社エフスタイル
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２６７号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目76―９―102
破産者　岡本　　忠
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９２８７号
東京都港区虎ノ門３丁目19番13号
破産者　株式会社シンクリード
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９３１３号
茨城県取手市井野２丁目７番６号
破産者　株式会社伊藤工業所
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１９３１４号
埼玉県児玉郡神川町元原15―１―207、住民票上の住所茨城県取手市井野団地４―９―205
破産者　伊藤　昌樹
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部